変更簡所

| 変更箇 | | 本面並入和參 | 本事外の智慧 | +B (山 n± 49 | 担山吐物一友了兴丽 |
|-----------|---|--------|--|-------------|---|
| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| 平成29年2月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <制度内容> | 一部追記 | 「また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を「社会保険者等に係る情報の利用又は基金にいう。)」又は「国民健康と、自己のでは、「女人は、一人のでは、「女人のでは、「女人のでは、「女人のでは、「女人のでは、一人のでは、「女人のないないないないないないないないないないないないないないないないないないない | 事前 | ③事後で足りるものの 任意で事前に提出 |
| 平成29年2月1日 | 1 関連情報 1. 特定個人情報ファイ ルを取り扱う事務 ②事務の内容 〈事務内容〉 1. 資格管理業務 | 一部追記 | 「※1:他の保険者から新規加入してきた被保 険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場 合は、情報提供ネットワークシステムを利用して 従前の保険者に情報限金し、資格要失している ことを確認することも可能。」を追記。 | 事前 | ③事後で足りるものの 任意で事前に提出 |
| 平成29年2月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (②事務の内容 〈事務内容〉 2. 賦課・収納業務 | 一部追記 | 「※2:保険料賦課にあたり所得情報等の確認 が必要な場合、情報提供ネットワークシステム を利用して他の情報保有機関に照会し確認す ることも可能。」を追記。 | 事前 | ③事後で足りるものの 任意で事前に提出 |
| 平成29年2月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイ ルを取り扱う事務 ②事務の内容 <事務内容> 3.給付業務 | 一部追記 | 「※3:給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。」 | 事前 | ③事後で足りるものの 任意で事前に提出 |
| 平成29年2月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (②事務の内容 <事務内容> 4.加入者情報作成(「1.資格管理業務」に付随する業務) | 全文追加 | 「4.加入者情報作成(「1.資格管理業務」に付随する業務) (1)平成29年4月以降、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が、広域連合から の委託を受けて、加入者の資格履歴情報の管理を行うために、広域連合から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う(※4)。 (2)また、医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号でもある「被保険者技器」を中間サーバーより受領し、広域連合において管理する。 ※4.資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバーの登録情報を更新する。」 | 事前 | ③事後で足りるものの 任意で事前に提出 |
| 平成29年2月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (②事務の内容 - 事務の内容 5.副本作成(「1.資格管理 業務」、「3.給付業務」に 付随する事務) | 全文追加 | [5.副本作成(「1.資格管理業務」、「3.給付業務」 に付随する事務) ・中間サーバーが他の情報保有機関からの情 報提供の求めを受け付けた場合に、システムの 自動処理により、医療保険者等の論理区画(副 本情報から提供に必要となる情報を取得して 情報提供が実施できるように、被保険者資格情 報及び絡付に関する情報を抽出し、中間サー パーに登録を行う。」 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針 別表(第6の2(2)関係)に記載 のない項目のため重要な変更 にあたらないもの |
| 平成29年2月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (②事務の内容 <事務内容> 6.情報照会(「1.資格管理業務」、「2.賦課・収納業務」、「3.給付業務」に付随する事務) | 全文追加 | 「6.情報照会(「1.資格管理業務」、「2.賦課・収納 業務」、「3.給付業務」に付随する事務) (1)情報提供ネットワークシステムを通じた情報 照会(※5)は、中間サーバーが集約して実施するため、情報照会に関する情報を編集し、中間 サーバーに登録を行う。 (2)また、中間サーバーから情報照会結果等を 受領し、広域連合において管理する。 ※5:情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。」 | 事前 | ③事後で足りるものの任意で 事前に提出 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|---|--|---|------|---|
| 平成29年2月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 29事務の内容 <事務内容> 7.地方公共団体情報システム機構があり個人番号入手(「1.資格管理業務」に付随する事務) | 全文追加 | 「7.地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1.資格管理業務」に付随する事務)・市町から個人番号が取得できない場合や、個人番号又は基本情報(※6)を確認する必要がある場合には、任民基本会能送第30条の9の規定に基づき、支払基金を入して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を取得する。 ※6.基本情報とは、氏名、生年月日、性別、住所のことを指す。」 | 事前 | ③事後で足りるものの任意で 事前に提出 |
| 平成29年2月1日 | I 関連情報 I. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称 | 一部追記 | 「・中間サーバー」を追記 | 事前 | ③事後で足りるものの任意で 事前に提出 |
| | I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 | 「実施しない」 | 「実施する」 | 事前 | ③事後で足りるものの任意で 事前に提出 |
| 十成29年2月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠 | | 「・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制設の制設第二 項番80.81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条(提供別景第二項番1、2、3、4、5、26、27、33、39、42、58、62、80、82、87、93 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及が情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第64条(第64条)、第64条(第64条)、第64条(第64条)、第64条(第64条)、第64条(第64条)、第64条(第64条)、第64条(第64条)、第64条(第64条)、第64条(第64条)、第64条(第64条)、第64条(第64条)、第64条(第64条)、第64条(第64条)、第64条(第64条)、第64条(第64条)、第64条(第64条)、第64条(第64条)、第64条(第64条)、第64条(第64条)、高齢者の医療の確保に関する法律の確保に関する法律の確保に基づき、支払基金に情報提供事務を要託する。情報提供本のトワークシステムを通じた時報を保険給付の支給等の事務に活用するのは広域連合であるが、情報提供本のトワークシステムを接続する主体は支払基金である。」 | 事前 | ③事後で足りるものの任意で事前に提出 |
| 平成29年12月20日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 所属長 | 事務局長 繁田 昌宏 | 事務局長 鈴木 健士 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針別表(第6の2(2)関係)に記載のない項目のため重要な変更にあたらないもの |
| | I.基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <略> (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、26、27、 33、39、42、58、62、80、82、87、93、 番号利用法別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令 第1条、第2条、 第3条、第4条、第5条、 第19条、第20条、第25条、 第33条、第43条、第44条、 第46条 | 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令に、第22条の2、第24条 の2、第31条の2を追記。 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針 別表(第6の2(2)関係)に記載 のない項目のため重要な変更 にあたらないもの |
| 令和1年6月21日 | I. 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 事務局長 鈴木 健士 | 事務局長 | 事後 | 新様式への変更に伴う |
| 会和1年6日21日 | IV リスク対策 | | 新様式への変更に伴う項目の追加 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|---|--|------|------------------------|
| | I.基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠 | *(金字法 第19宋第/写/特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80.81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条(提供)別義第二 項番1,2,3,4,5,26,27,33,39,42,58,62,80,82,87,93,番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第2条、第2条、第4条、第5条、第19条、第28、第28、第34条。第4条、第5条、第19条、第29条、第28条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条 | ・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会別表第二 項番80.81 番号利用法別表第二 項番80.81 番号利用法別表第二項番1.2、3、4、5.17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、93、97、106、109、119 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第15条、第19条、第2条、第19条、第2条、第19条、第19条、第19条、第19条、第19条、第19条、第19条、第19 | 事前 | ③事後で足りるものの任意に 事前に提出 |
| | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成28年11月30日 時点 | | 事前 | ③事後で足りるものの任意に 事前に提出 |
| | I しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か | 平成28年11月30日 時点 | | 事前 | ③事後で足りるものの任意に事前に提出 |